資料第　5　号

教育推進部児童課

文京区立児童館指定管理者の評価結果について

文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館の令和７年度管理運営実績について、以下のとおり評価を実施した。

１　管理運営施設及び指定管理者

文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館（株式会社日本保育サービス）

２　評価の経過

教育推進部に設置した「文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館指定管理者評価検討会」（以下「評価検討会」という。）において評価（一次評価）を行った。

令和８年７月　　評価検討会による評価（一次評価）

３　評価結果

裏面のとおり

施設名		根津児童館 目白台第二児童館
指定管理者		株式会社日本保育サービス
分野評価	サービス向上の有効性 【配点３２点】	２７点 B
	経費の効率性 【配点８点】	６点 C
	管理運営の適正性 【配点３６点】	２９点 B
	業務の改善性（※） 【配点１２点】	— —
総合評価		６２点／７６点 （８２％） B

（※）前回の評価検討会で「２」または「１」の評価を受けている場合、改善内容を評価する。

《分野評価及び総合評価の見方》

評価	評価内容及び基準	
A	特に優れている。	（合計得点が、配点の９０％以上）
B	優れている。	（合計得点が、配点の８０％以上９０％未満）
C	おおむね適正である。	（合計得点が、配点の６０％以上８０％未満）
D	改善が必要である。	（合計得点が、配点の４０％以上６０％未満）
E	相当な改善が必要である。	（合計得点が、配点の４０％未満）

なお、評価報告書は別紙のとおり。

文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館
指定管理者の管理運営に対する評価報告書
【令和７年度実績】

令和８年７月

根津・目白台第二児童館指定管理者評価検討会

所管課	教育推進部児童課
評価対象期間	令和７年４月１日　～　令和８年３月３１日 （指定期間５年中の２年目）

１　指定管理の概要

施設名称	文京区立根津児童館及び文京区立目白台第二児童館
施設の設置目的	区内の児童を健全に育成するため、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十五条の規定に基づき設置する。
指定管理者名称	株式会社日本保育サービス
指定期間	令和６年４月１日～令和１１年３月３１日
公募・非公募の別	公募
管理業務内容	(1)　児童館の利用公開に関する業務 (2)　文京区立児童館条例（昭和４３年３月文京区条例第５号）に基づく、児童の健全な育成を図る事業（乳幼児又は中学生及び高校生を対象とした事業の企画・実施や体力増進のための特別な指導を含む。）に関する業務 (3)　学校との連携及び地域住民のコミュニティ活動の促進に関する業務 (4)　施設の維持管理に係る業務
利用料金制の有無	無

２　収支状況

（１）指定管理料及び利用料金

	年度	R6	R7	R8	R9	R10
収入	指定管理料	59,574,244	59,745,329			
	合計（A）	59,574,244	59,745,329			
支出	人件費					
	職員給与	35,890,226	39,737,542			
	交通費	1,418,494	1,648,151			
	事業費	1,943,946	3,322,779			
	事務及び事業用消耗品	2,541,514	2,663,904			
	本部管理費					
	総務・経理等人件費	856,878	704,451			
	支援要員人件費	0	0			
	福利厚生費	42,835	36,822			
	通信関係費	9,354	13,425			
	広告宣伝費	28,288	36,566			
	研修費	5,108	626,722			
	情報処理費用	4,844	18,704			
	旅費交通費	10,372	8,268			
	物品関係費	3,098,448	3,038,614			
	租税公課・保険料	1,398,816	1,491,469			
	施設維持管理経費	8,753,879	8,991,308			
	修繕費	425,700	261,400			
	特定建築物定期調査費用	0	170,500			
	合計（B）	56,428,702	62,770,625			
収支（A）－（B）		3,145,542	−3,025,296			

【特記事項】

（２）自主事業（指定管理者の費用と責任で実施する事業）

【特記事項】

自主事業はありません。

３　評価検討会委員

	役職	委員名
1	座長	教育推進部長　吉田 雄大
2	副座長	教育推進部児童課長　大塚 仁雄
3	委員	区民部区民課長　木村 健
4	委員	こども未来部こども若者支援課長　日比谷 光輝
5	委員	教育推進部児童課根津地区館長　吉田 信江
6	委員	教育推進部児童課目白台地区館長　佐藤 和子
7	委員	根津児童館利用者代表　伊東 友紀子
8	委員	目白台第二児童館利用者代表　鳥飼 拓郎

４　評価の対象とした資料

	評価の対象とした資料名	評価項目番号
1	協定書（基本協定書、令和7年度協定書）、業務要求水準書	①
2	事業計画書	①
3(1)	事業報告書　事業の実施状況に関する報告	①
3(2)	事業報告書　施設の利用状況に関する報告	①、⑦
3(3)	事業報告書　経費の収支状況	①、⑧、⑨
4	利用者アンケート	①、③、⑤
5	広報物	①、④
6	苦情とその対応の記録	①、⑥
7	管理運営体制	①、⑫、⑬、⑭
8	備品台帳	①、⑮
9	金銭出納簿	①、⑪
10	個人情報保護規程、情報公開規程及びその対応記録	①、⑯、⑰
11	危機管理マニュアル及びその対応記録	①、⑱
12	省エネ・ごみ削減等環境対策への取組	①、⑲
13	所管課によるモニタリング結果	①・③・④・⑥・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰・⑱・⑲

5　評価結果

（1）分野評価

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
サービス向上の有効性【配点32点】	B 27点	①　協定書、業務要求水準書等で区が求めた事業が適切に実施されたか。	4	3	3
		②　区が求めた事業以外に、住民サービスの向上を図るための自主事業が積極的に計画され、事業計画書や企画提案書に沿って適切に実施しているか。	—	—	—
		③　利用者懇談会や利用者アンケートにより、利用者の意見を収集し、適当な意見については、それを反映させた取組が行われたか。	4	3	3
		④　区民や利用者への広報方法を工夫し、効果的な広報活動が行われたか。	4	4	4
		⑤　利用者アンケート等の結果で、利用者から高い評価を得られているか。	8	4	8
		⑥　利用者からの苦情に対する対応と報告が適切に行われたか。	4	3	3
		⑦　利用者数、稼働率等の実績が、当該指定期間開始前と比べて同程度か。	8	3	6
	【評価理由】 ①年齢層に応じたイベントや季節のイベントなど様々な事業を実施しており、区の要求水準を満たした管理運営を行っている。また、利用者からのイベントやおもちゃに関する要望への対応など、運営面で適宜改善を図っている点も評価に値する。 ②自主事業の実施を業務要求水準書に定めていないため、評価対象外とする。 ③利用者アンケートを年度中に２回実施しており、区が水準として要求する実施回数を満たしている。また、利用者から寄せられた意見・要望に対して、適宜検討・反映を行っている。 ④児童館だよりの作成及び配布、ホームページの公開等の広報活動は、年間を通して適切に行われている。また、近隣の幼稚園や図書館でおたよりを配布したり、Googleビジネスプロフィールを児童館ホームページ内のブログと連携し、検索上位に出てくるよう工夫をしている。また、前年度に引き続きインスタグラムにて積極的に施設情報の発信を行った。 ⑤総合的な満足度に関する質問に対し、５段階評価のうち「①満足」「②おおよそ満足」の占める割合が全体で94%となっており、利用者の満足度は非常に高いことが伺える。根津児童館の小中学生アンケートの「やや不満」「不満」の意見の一部については、ルールを守らない児童への指導を行ったことによるものと想定されるが、周りの児童の安全のための対応であり、児童本人の話を聞きながら保護者とも共有・相談しており、責任をもって施設運営にあたっている結果と受け止めることができるものである。 ⑥報告が必要となるような苦情がなかった点は、意見・要望等を日常的な対応により解決できているものであり評価できる。 ⑦利用者数に関して、指定管理期間開始前のR5とR7年度を比較すると根津は微減、目白台は3割増となっている。根津の利用者数減の要因としては近年の放課後全児童向け事業の需要増や保育園の拡充が挙げられるが、利用者目線で言えば子どもの居場所の選択肢が増えているとも考えられる。広報活動も積極的に展開しているため、今後の利用者数増に期待したい。				
経費の効率性【配点8点】	C 6点	⑧　経費節減への具体的な取組を行い、その効果があったか。	4	3	3
		⑨　指定管理料の範囲内で効果的・効率的な予算執行が行われたか。	4	3	3
		⑩　収入を増加するための具体的な取組を行い、その効果があったか。	—	—	—
	【評価理由】 ⑧印刷やコピーの必要性を精査し、必要な場合は両面コピーや裏面活用するなどして経費の削減に努めている。 ⑨人件費については、職員単価や役職手当の上昇により予算を上回り赤字となった。しかし、これらの職員の処遇改善がサービス品質向上につながり、利用者アンケートでの高評価の一因になったものと想定される。事業委託・講師費用での赤字については、講師を招いたイベントの充実によるところだが、利用者満足度の向上に繋がっているものである。 施設維持管理費については前年度に続き、予算との乖離が生じ赤字となっているが、現在は委託事業者を変更し、予算内の執行を目指し効率化を図っている。 ⑩利用料金制を実施していないため、評価対象外とする。				

評価分野	評価得点	評価項目	配点	評価	得点
管理運営の適正性【配点36点】	B 29点	⑪　金銭の管理が適正に行われたか。	4	3	3
		⑫　サービスを低下させない適切な人員配置が行われたか。	4	4	4
		⑬　職員の知識・技術向上を図るための研修等が適切に行われたか。	4	4	4
		⑭　利用者が安全・快適に施設を利用できるよう適切に施設の保守、修繕、清掃等が行われたか。	4	3	3
		⑮　備品台帳により、備品の管理が適切に行われたか。	4	3	3
		⑯　個人情報の保護に関する法律の規定を遵守し、利用者の個人情報の適正な管理のために必要な措置が講じられ、漏えい、滅失、毀損等の事故が起きていないか。	4	3	3
		⑰　文京区情報公開条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うための必要な措置が講じられ、請求または区から情報提供の求めがあった場合は適切で速やかな対応が行われたか。	4	3	3
		⑱　事故、災害等の緊急事態が発生した場合の危機管理体制が適切であり、緊急事態が発生した場合は、その対応が適切であったか。	4	3	3
		⑲　省エネやごみの削減など環境に配慮した取組が積極的に行われたか。	4	3	3
	【評価理由】 ⑪適切に金銭の管理が行われている。 ⑫人員配置について、業務要求水準では児童館は施設長1人主任1人、子育てひろばは専任職員を2人以上となっているが、常勤職員を＋αで配置していたり、非常勤職員にも有資格者を積極的に配置するなどの適切かつ積極的な人員配置を行っている。⑤の利用者アンケートの結果にも反映されているように、この取組みが利用者の満足度向上に繋がっていると考えられる。 ⑬業務要求水準（3回）を超える研修が行われているほか、非常勤職員も参加できる研修も整備されており、評価できる。 ⑭概ね業務要求水準通りに施設の保守点検、日常清掃が行われたと評価できる。両施設とも古い施設であるが、清掃は行き届いており、古いなりにきれいに運営されていると評価できる。 ⑮備品は備品台帳により適切に管理されている。 ⑯個人情報保護規定及びマニュアルに則った適切な取扱いをしており、事故等も発生していない。 ⑰令和7年度は情報公開請求はなかったが、情報公開規定により業務要求水準を満たす取組がなされている。 ⑱2館とも事故はなく、日頃から適切な危機管理体制が整えられていると評価できる。また、災害時や食中毒に対するマニュアルなども整備されており、業務要求水準を満たす取組みがなされている。安全対策ガイドラインについては、策定から時期が経過しているため、最新の内容に更新されることが望ましい。 ⑲節電の取組みを実施するほか、消耗品は詰め替えや再利用できるものを使用している。また、工作でトイレットペーパーの芯や空き箱を活用しているほか、目白台第二児童館では、地域の方や大塚警察署の協力のもと、周辺のごみ拾い・分別活動を実施して環境問題の啓発を行う等、適切な取組みが行われたと評価できる。				
業務の改善性【配点0点】		⑳　前回の評価（一次評価及び二次評価）を受けて、適切な改善が図られたか。	—	—	—
	《前年度総合評価における改善すべき事項》 【評価理由】 ⑳昨年度の一次評価にて１・２となった項目がないため評価対象外とする。				

（2）総合評価

評 価	B	得 点	62 / 76点

【所見】
各評価項目において区の定める要求水準を満たしており、全体を通して適切なサービスの提供が行われていた。
事業については、年齢層に応じた単発イベントや季節のイベントなど様々な事業を実施しており、利用者からの遊びやおもちゃへの要望にも改善に向けて適切に対応していた。利用者アンケートにおいても高い評価を得ていることから、利用者の満足度は高いことが伺える。
職員体制も業務要求水準を上回る基準で配置しているほか、効果的な広報活動や職員に対する研修の充実などの面でも評価できる。

収支報告にて、人件費において赤字が発生しているが、これは従業員の人件費上昇や、職員体制の安定の結果であり、アンケートの高評価にも繋がっている。
全体として約5%の赤字だが、指定管理料の範囲内で効果的な執行を行うよう努めており、全体を通して適切な予算執行が行われていた。

【改善すべき事項】
なし

《評価結果の見方》

（１）分野評価

評価項目ごとに４段階評価を行い、その結果に応じた乗率を各評価項目の配点に乗じて採点し、各評価分野の合計得点を５段階評価します。

① ４段階評価・乗率

評　価	評価内容及び基準	乗 率
４：優良	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を超える成果がある。	100%
３：適当	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしている。	75%
２：課題あり	協定書、業務要求水準書等で区が求めた水準を満たしているが、一部に課題がある。	50%
１：要改善	協定書、業務要求水準書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。	0%

② ５段階評価

評　価	評価内容及び基準
A	当該分野について、特に優れている。 （分野の合計得点が、配点の９０％以上）
B	当該分野について、優れている。 （分野の合計得点が、配点の８０％以上９０％未満）
C	当該分野について、おおむね適正である。 （分野の合計得点が、配点の６０％以上８０％未満）
D	当該分野について、改善が必要である。 （分野の合計得点が、配点の４０％以上６０％未満）
E	当該分野について、相当な改善が必要である。 （分野の合計得点が、配点の４０％未満）

（２）総合評価

各評価分野の得点を合計し、その合計得点を５段階評価します。

評　価	評価内容及び基準
A	総合評価の結果、特に優れている。 （合計得点が、配点の９０％以上）
B	総合評価の結果、優れている。 （合計得点が、配点の８０％以上９０％未満）
C	総合評価の結果、おおむね適正である。 （合計得点が、配点の６０％以上８０％未満）
D	総合評価の結果、改善が必要である。 （合計得点が、配点の４０％以上６０％未満）
E	総合評価の結果、相当な改善が必要である。 （合計得点が、配点の４０％未満）